平成２３年（フ）第５９５号
愛知県知多市長浦３丁目16番地
債務者　小林　崇之
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第４４号
鹿児島県曽於郡大崎町野方6063番地12
債務者　徳重はる子（旧姓内野々）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２３年（フ）第５１号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目28番46号
債務者　芝元美由紀（旧姓甑）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２３年（フ）第７３号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目11番23号
債務者　河村　憲一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２３年（フ）第９８号
神奈川県横須賀市森崎１丁目11番９号　加藤ビル２Ｆ
債務者　李　　順愛
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２３年（フ）第２０８号
青森市はまなす１丁目12番６号
債務者　丹代　幸寿
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１３８号
長崎県佐世保市広田３丁目37番15号　303、旧住所長崎県佐世保市早苗町668番地26
債務者　坊上千恵子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
平成２３年（フ）第２０３号
大分市星和台２丁目15番６号
債務者　仲井　俊二
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２３年（フ）第８３号
福島県いわき市小名浜字丹波沼109番地の２ヴィラパティオＡ103、前住所福島県いわき市小名浜字燈籠原１番地の22
債務者　松下　祐也
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２３年（フ）第１５４号
和歌山市西浜936番地の３　202号
債務者　池部　洋子（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第１９２号
和歌山市井辺８番地
債務者　加田　　良
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第１９３号
和歌山県橋本市市脇582番地の３
債務者　木村　清治
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第２０９号
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1551番地
債務者　ほかほか弁当ファイト高野口店こと
椿山　義次
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第２１３号
和歌山県紀の川市久留壁44番地15　きのくにコーポ305号
債務者　出口　雅博
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第２１８号
和歌山市中之島1295番地
債務者　奥野プリントこと　奥野　　弘
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第２２１号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田89番地　上山マンション205
債務者　松原　あや
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第２３５号
和歌山県橋本市東家４丁目８番18号
債務者　シーブ・アクセスこと　溝畑　和彦
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第２３６号
和歌山県紀の川市貴志川町国主35番地７
債務者　岡野　明美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係